定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
⑴　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令 ・無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）、登録検査等事業者等規則（平成９年郵政省令第76号）の7省令を改正。	電波法（昭和25年法律第131号）
⑵　周波数割当計画（令和６年総務省告示第402号）の一部を変更する件	電波法第26条第１項
⑶　平成11年郵政省告示第73号（周波数測定装置の備付けを要しない送信設備を定める件）の一部を改正する件	電波法施行規則第11条の３第８号
⑷　平成４年郵政省告示第91号（電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を改正する件	電波法施行規則第28条の５第３項
⑸　昭和51年郵政省告示第244号（船舶局又は航空機局において使用する電波の周波数を表示する記号を定める件）の一部を改正する件	無線局免許手続規則第10条の２第１項
⑹　平成４年郵政省告示第142号（遭難自動通報局の無線設備の機能試験の方法を定める件）の一部を改正する件	無線局運用規則第８条の２第１項
⑺　昭和59年郵政省告示第964号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を改正する件	無線局運用規則第56条
⑻　令和３年総務省告示第79号（無線設備規則第十四条第三項、第四十条の四第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号及び第六項並びに別表第一号注33の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年総務省告示第千二百二十七号は廃止する件）の一部を改正する件	無線設備規則第14条第３項、第40条の４第２項第４号、第３項第４号、第４項第４号、第５項第５号及び第６項並びに別表第１号注33
⑼　平成２年郵政省告示第567号（船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件	無線設備規則第40条の５第１項第３号及び第２項
⑽　自律型海上無線機器の技術的条件を定める件（告示）【新規制定】	無線設備規則第45条の３の３の４第１項第４号及び第２項第４号